

島根県大気汚染緊急時対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダント（以下「大気汚染物質」という。）による大気汚染の緊急時において、知事がとるべき対策に関する必要な事項を定めるものとする。

(発令区域及び測定局)

第2条 この要綱に定める緊急時の対策は、別表第1の発令区域ごとに別表第2に掲げる基準測定局及び補助測定局における測定値に基づいて行うものとする。

(光化学オキシダント情報)

第3条 知事は、基準測定局において測定するオキシダント（以下「光化学オキシダント」という。）濃度の1時間値が0.11ppmに達した測定局が現れ、さらに濃度上昇が見込まれる場合、その情報を関係機関等へ提供するものとする。

- 2 前項の情報を提供した場合、当日の17時までに新たな情報を提供しない場合は、以後その情報は解除するものとする。
- 3 前項に定める新たな情報を提供し、日没までに注意報等を発令しない場合は、以後その情報は解除するものとする。

(緊急時の発令)

第4条 知事は、基準測定局において測定する大気汚染物質の濃度が別表第3に掲げる発令基準に該当したときは、別表第4に定める基準測定局ごとの発令区域に対し、当該発令基準に応じて注意報又は警報（以下「注意報等」という。）を発令するものとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、補助測定局の測定値を参考に判断して必要と認める時は、補助測定局がある発令区域に注意報等を発令することができる。

(緊急時発令の解除)

第5条 知事は、注意報等を発令した後、大気汚染の状況が別表第3に掲げる解除基準に該当すると認められるときは、当該注意報等を解除するものとする。

(発令等の通知及び周知)

第6条 知事は、第4条の規定による注意報等の発令又は前条の規定による解除をしたときは、速やかに関係機関に通知するとともに、報道機関等の協力を得て関係住民に周知を図るものとする。

(緊急時の措置)

第7条 知事は、注意報等の発令をしたときは、注意報等を発令した発令区域を対象として

別表第5に掲げる措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による緊急時の措置は、大気汚染及び気象の状況等により判断した上で、措置事項の一部に限って実施することができるものとする。

(緊急時協力工場への協力要請等)

第8条 知事は、大気汚染の緊急時において、当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められる工場又は事業場を緊急時協力工場としてあらかじめ指定するものとする。

- 2 知事は、注意報等を発令した場合に、注意報等を発令した発令区域に緊急時協力工場があるときは、別表第6に掲げる大気汚染物質ごとの発令区分により、協力要請又は命令をするものとする。

- 3 知事は、必要に応じ、立入検査等により緊急時協力工場を指導するものとする。

- 4 緊急時協力工場は、第2項の規定による知事の協力要請又は命令により行った措置状況について、知事に報告するものとする。

(被害発生状況の把握等)

第9条 知事は、注意報等を発令したときは、発令地域における大気汚染が原因と考えられる健康被害又は動植物被害を把握し、必要に応じ、調査等を実施するものとする。

(関係機関との連携)

第10条 知事は、この要綱を適正かつ円滑に運用するため、関係機関との連携を緊密にし、相互協力体制の確立に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定める事項以外の大気汚染により、法第23条に基づく緊急時の措置をとるべき事態が発生したときは、この要綱に準じて対策を行うものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

別表第1（第2条関係）

発令区域

発令区域	市町村
松江地域	松江市、安来市
雲南地域	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲地域	出雲市
県央地域	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田地域	浜田市、江津市
益田地域	益田市、津和野町、吉賀町
隱岐地域	海士町、西ノ島町、知夫村、隱岐の島町

別表第2（第2条関係）

大気汚染緊急時対策に係る常時監視測定期局

〔基準測定期局〕

No.	測定期局名	設置機関	所在地
1	国設松江局	国	松江市西浜佐陀町
2	安来局	県	安来市安来町
3	出雲保健所局	県	出雲市塩冶町
4	大田局	県	大田市大田町
5	江津市役所局	県	江津市江津町
6	浜田合庁局	県	浜田市片庭町
7	益田合庁局	県	益田市昭和町
8	国設隱岐酸性雨局	国	隱岐郡隱岐の島町北方

〔補助測定期局〕

No.	測定期局名	設置機関	所在地
1	西津田自排局	県	松江市津田町
2	国設蟠竜湖酸性雨局	国	益田市高津町
3	浜田下府局	中国電力	浜田市下府町
4	益田幸町局	中国電力	益田市幸町
5	金城局	中国電力	浜田市金城町
6	弥栄局	中国電力	浜田市弥栄町
7	三隅局	中国電力	浜田市三隅町
8	美都局	中国電力	益田市美都町
9	匹見局	中国電力	益田市匹見町
10	日原局	中国電力	鹿足郡津和野町

別表第3（第4条、第5条関係）
大気汚染緊急時の発令基準及び解除基準

物質名	発令区分	発令基準	解除基準
硫黄酸化物	注意報	<p>硫黄酸化物濃度が、次に掲げるいずれかの項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値 0.2ppm 以上である状態が3時間継続したとき (2) 1時間値 0.3ppm 以上である状態が2時間継続したとき (3) 1時間値が 0.5ppm 以上である状態になったとき (4) 1時間値の48時間平均値が 0.15ppm 以上である状態になったとき</p>	<p>発令区域内のすべての測定局の測定値が、左欄に掲げる基準値未満となり、かつ、気象条件から見て汚染状態が悪化するおそれがないと認められる状態になった場合（オキシダント注意報については、1時間値が 0.10ppm を下回り、濃度上昇がない場合とする）。</p> <p>ただし、光化学オキシダント注意報については、日没に至ったときに解除基準に該当しない場合は、翌日午前9時まで解除しない。</p> <p>発令区域内に基準測定局がない場合は、全ての隣接する区域が解除された場合とする。</p>
	警 報	<p>硫黄酸化物濃度が、次に掲げるいずれかの項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値 0.5ppm 以上である状態が3時間継続したとき (2) 1時間値 0.7ppm 以上である状態が2時間継続したとき</p>	
浮遊粒子状物質	注意報	<p>浮遊粒子状物質濃度が、次に掲げる項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値 $2.0\text{mg}/\text{m}^3$ 以上である状態が2時間継続したとき</p>	<p>発令区域内のすべての測定局の測定値が、左欄に掲げる基準値未満となり、かつ、気象条件から見て汚染状態が悪化するおそれがないと認められる状態になった場合（オキシダント注意報については、1時間値が 0.10ppm を下回り、濃度上昇がない場合とする）。</p> <p>ただし、光化学オキシダント注意報については、日没に至ったときに解除基準に該当しない場合は、翌日午前9時まで解除しない。</p> <p>発令区域内に基準測定局がない場合は、全ての隣接する区域が解除された場合とする。</p>
	警 報	<p>浮遊粒子状物質濃度が、次に掲げる項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値 $3.0\text{mg}/\text{m}^3$ 以上である状態が3時間継続したとき</p>	
一酸化炭素	注意報	<p>一酸化炭素濃度が、次に掲げる項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値が 30ppm 以上である状態になったとき</p>	<p>発令区域内のすべての測定局の測定値が、左欄に掲げる基準値未満となり、かつ、気象条件から見て汚染状態が悪化するおそれがないと認められる状態になった場合（オキシダント注意報については、1時間値が 0.10ppm を下回り、濃度上昇がない場合とする）。</p> <p>ただし、光化学オキシダント注意報については、日没に至ったときに解除基準に該当しない場合は、翌日午前9時まで解除しない。</p> <p>発令区域内に基準測定局がない場合は、全ての隣接する区域が解除された場合とする。</p>
	警 報	<p>一酸化炭素濃度が、次に掲げる項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値が 50ppm 以上である状態になったとき</p>	
二酸化窒素	注意報	<p>二酸化窒素濃度が、次に掲げる項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値が 0.5ppm 以上である状態になったとき</p>	<p>発令区域内のすべての測定局の測定値が、左欄に掲げる基準値未満となり、かつ、気象条件から見て汚染状態が悪化するおそれがないと認められる状態になった場合（オキシダント注意報については、1時間値が 0.10ppm を下回り、濃度上昇がない場合とする）。</p> <p>ただし、光化学オキシダント注意報については、日没に至ったときに解除基準に該当しない場合は、翌日午前9時まで解除しない。</p> <p>発令区域内に基準測定局がない場合は、全ての隣接する区域が解除された場合とする。</p>
	警 報	<p>二酸化窒素濃度が、次に掲げる項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値が 1.0ppm 以上である状態になったとき</p>	
光化学オキシダント	注意報	<p>光化学オキシダント濃度が、次に掲げる項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。ただし、原則日没後は、新たな発令は行わない。</p> <p>(1) 1時間値が 0.12ppm 以上である状態になったとき</p>	<p>発令区域内のすべての測定局の測定値が、左欄に掲げる基準値未満となり、かつ、気象条件から見て汚染状態が悪化するおそれがないと認められる状態になった場合（オキシダント注意報については、1時間値が 0.10ppm を下回り、濃度上昇がない場合とする）。</p> <p>ただし、光化学オキシダント注意報については、日没に至ったときに解除基準に該当しない場合は、翌日午前9時まで解除しない。</p> <p>発令区域内に基準測定局がない場合は、全ての隣接する区域が解除された場合とする。</p>
	警 報	<p>光化学オキシダント濃度が、次に掲げる項目に該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき</p> <p>(1) 1時間値が 0.4ppm 以上である状態になったとき</p>	

別表第4（第4条関係）

基準測定局と発令区域

基準測定局	発令区域				
	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	光化学オキシダント
国 設 松 江 局	松江地域 雲南地域	松江地域 雲南地域	松江地域 雲南地域 出雲地域 県央地域 浜田地域 益田地域 隱岐地域	松江地域 雲南地域	松江地域 雲南地域
安 来 局		松江地域 雲南地域		松江地域 雲南地域	松江地域 雲南地域
出 雲 保 健 所 局	出雲地域 雲南地域	出雲地域 雲南地域		出雲地域 雲南地域	出雲地域 雲南地域
大 田 局	県央地域 雲南地域	県央地域 雲南地域		県央地域 雲南地域	県央地域 雲南地域
江 津 市 役 所 局	浜田地域	浜田地域		浜田地域	浜田地域
浜 田 合 序 局	浜田地域	浜田地域		浜田地域	浜田地域
益 田 合 序 局	益田地域	益田地域		益田地域	益田地域
国設隱岐酸性雨局	隱岐地域	隱岐地域		隱岐地域	隱岐地域

※複数の測定局がある発令区域については、いずれかの測定局の測定値が発令基準に該当したときに注意報等を発令する。

別表第5（第7条第1項関係）

大気汚染緊急時の措置

物質名	発令区分	措 置
硫黄酸化物	注意報	<p>1. ばい煙排出者に対し、不要不急の燃焼自粛、燃焼方法の改善等による硫黄酸化物排出量の減少について協力を要請する。</p> <p>2. 緊急時協力工場へ対し、別表第6に定める事項について協力を要請する。</p> <p>3. 一般県民に対し、緊急時の注意事項等について周知する。</p>
	警 報	<p>1. 注意報による措置の1と同じ。</p> <p>2. 緊急時協力工場へ対し、別表第6に定める事項について命令する。</p> <p>3. 注意報による措置の3と同じ。</p>
一酸化炭素	注意報	<p>1. 自動車使用者に対し、不要不急の自動車使用をしないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。</p> <p>2. 一般県民に対し、緊急時の注意事項等について周知する。</p>
	警 報	<p>1. 注意報による措置の1と同じ。</p> <p>2. 注意報による措置の2と同じ。</p> <p>3. 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。</p>
浮遊粒子状物質 二酸化窒素 光化学オキシダント	注意報	<p>1. ばい煙排出者に対し、不要不急の燃焼自粛、燃焼方法の改善等によるばい煙排出量の減少について協力を要請する。</p> <p>2. 緊急時協力工場へ対し、別表第6に定める事項について協力を要請する。</p> <p>3. 自動車使用者に対し、不要不急の自動車使用をしないこと及び当該地域への運行を自粛することについて協力を要請する。</p> <p>4. 一般県民に対し、緊急時の注意事項等について周知する。</p>
	警 報	<p>1. 注意報による措置の1と同じ。</p> <p>2. 緊急時協力工場へ対し、別表第6に定める事項について命令する。</p> <p>3. 注意報による措置の3と同じ。</p> <p>4. 注意報による措置の4と同じ。</p> <p>5. 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。（当該事態が自動車排出ガスに起因する場合に限る。）</p>

別表第6（第8条第1項関係）

緊急時協力工場への協力要請又は命令

物質名	発令区分	協力要請又は命令の内容
硫黄酸化物	注意報	硫黄酸化物に係る通常ばい煙排出量の20%以上を削減するよう協力要請する。 また、この協力要請を行ったにもかかわらず硫黄酸化物による大気汚染状態が改善されない場合は、50%以上削減するよう協力要請する。
	警 報	硫黄酸化物排出許容量の80%以上を削減するよう命令する。
浮遊粒子状物質 二酸化窒素 光化学オキシダント	注意報	燃料等の使用量を通常使用量の20%以上削減するか又はそれと同程度以上の当該大気汚染物質の排出低減対策を講ずるよう協力要請する。
	警 報	燃料等の使用量を通常使用量の40%以上削減するか又はそれと同程度以上の当該大気汚染物質の排出低減対策を講ずるよう命令する。